

出品要項

1. 出品者の資格

- (1) 奈良県内に事業所を持つ生産業者等、貿易事業者（貿易関係団体並びに地方公共団体等は除く）。商社や代理店等、製造者／生産者以外による申込みの場合は、製造者生産者の承諾を得た上での共同提案を行うこと。
- (2) 申込、出品、現地委託事業者との契約にかかる企業が同一であること。
- (3) 前項(1)～(2)に該当する者であっても、過去にジェットロに損害を与えたことがあると判明した場合、意見が異なる等により本事業の実施に支障をきたすこととなるとジェットロが判断した場合、その他ジェットロが適当でないと認めた場合、出品者の資格を有しないものとします。
- (4) 現地委託事業者が定める規則・関連規則を遵守頂けること。
- (5) 海外販路拡大に意欲的で、市場調査及び商談目的の参加であること。
- (6) ジェットロの指定する所定の会場に期日までに出品物の搬入を行うこと。
- (7) 現地でのプロモーションに必要な情報等を提供すること。
- (8) 本事業の成果把握等のためにジェットロが実施するアンケートやヒアリングに必ずご協力いただけること。
- (9) 出品者の企業名や商品情報を含む本事業成果及び各種調査結果の公表に同意いただけること。

2. 出品物の資格

- (1) 1社あたり、最大3商品で、1商品あたり重量1kg、3辺合計（タテ+ヨコ+奥行）120cm以内とする。1商品あたり予備等を含めて3個を提供すること
- (2) 会場へ送付する出品物の容積が極端に大きな場合など、ジェットロの判断で出品数量を調整する場合があります。
- (3) 出品物は、安心・安全・高品質で機能性、デザイン性に優れた日用品・生活雑貨のギフト商品（雑貨、キッチン用品、生活用品などの消費財）とします。ただし、次に該当する物は禁止または制限します。
 - (a)開催地域の輸入禁止品目
 - (b)我が国の輸出入関係法規で規制するもの
 - (c)特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはその恐れがある物
 - (d)現地の規制を受ける物、通関手続きに時間がかかり本事業実施に間に合わないことが予想される物
- (4) JANコードが添付されている商品であること
- (5) MOQ（最低発注数量）が少量（数箱程度）から対応可能な商品であること

- (6)商品の製造物責任が取れること。国内 PL 保険への加入が必須。(海外 PL 保険にも加入していることが望ましい)
- (7) 現地委託事業者が指定する商流に了承いただけること
- (8) 指定される期日までに必要数を納品できること
- (9) 商社や代理店など、生産者以外による申込みの場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
- (10)奈良県内の事業所で生産・製造された日本製商品（改装、点検、ラベル添付等微少な加工のみの場合は該当しません）又は奈良県内で生産された原材料を使用して日本国内で製造加工された商品であること
- (11)展示期間が終了した際は、現地で廃棄させていただくことに同意いただけること

3. 出品料金

無料（別途サンプル費及び国内輸送費等が発生いたします）

4. ジェトロで負担する費用

- (1) 市場セミナー開催にかかる費用（会場借り上げ料等）
- (2) 展示会場借り上げ料等
- (3) ジェトロが雇用する商品説明及びアンケート調査等の管理・運営スタッフ
- (4) 出品物の輸送費（国内指定場所から海外における展示会場への輸送。返送は行わない）
- (5) 本事業の誘客広報に係る費用
- (6) 参加企業合同の商品情報カタログ等の製作費
- (7) 現地バイヤー誘致にかかる費用
- (8) オンライン商談会実施にかかる通訳費用

5. 出品方法の取り決め

- (1) 出品申込は、本案内が定める期日までに、本案内および以下に指定する方法にて行うものとします。
- (2) 出品申込は公募サイト内の申込フォームの入力をもって受け付けます。

申込期限 2021年7月30日17:00

ジェトロはこの申込みを確認した後、希望地域の優先順位等を確認のち、各企業様へ参加いただきます地域を個別に連絡を行います。

6. 出品承諾、取り決めの無効及び解除

ジェトロは、出品者が本募集要項にて規定する各条件に違反したと判断した場合、参加の承諾、取り決めをしたときも含めて何時でも、催告なしにそれらを無効及び解除とすることができます。

この場合、出品にかかった各種経費は一切返金できません。併せてジェトロに生じた一切の損害（直接の損害額に加え、ジェトロが当該出品に起因又は関連して支出した費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家に係る費用等を含むが、これに限らない）を請求いたします。但し、出品者は出品の無効に起因し又は関連して生じた如何なる損害についても、ジェトロにこれを賠償請求できないものとします。

7. キャンセルポリシー

申込者の都合により申込を取消す場合、必ず書面を送付してジェトロの承諾を得ることとし、参加費の受領如何にかかわらず、ジェトロが書面を受領した日付をもとに当該期日までにかかった諸経費をジェトロは申込者に対して請求できるものとします。この場合、出品にかかった各種経費は一切返金できません。

8. 事業の中止等

- (1) ジェトロは次号等の場合、本事業の開催を取りやめることが出来るものとします。
 - ① 戦争、政情不安、天災、感染症、その他ジェトロの責任に帰することの出来ない事由により現地展示会場の利用が中止となった場合、または本事業の開催が困難となった場合
 - ② 事業期日、方法等の条件に変更があった場合
 - ③ 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェトロとしての事業実施が不相当もしくは不可能となった場合
- (2) 前号の場合、ジェトロは事情に応じて出品物の措置等についてすみやかに定め、出品者はそれに従うものとします。

9. 定めのない事項の発生

- (1) 本案内に定めのない事項が発生した場合、又は現地委託事業者が新たな事項を定めた場合、ジェトロはその対策を決定することができるものとします。
- (2) 前号の場合、ジェトロはすみやかに出品者に通知するものとし、出品者はジェトロの決定した対策に従うものとします。

10. 反社会勢力の排除

- (1) 出品者は、ジェトロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当し

ないことを表明し、保証する。

- ① 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- ② 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- ③ 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- ⑤ 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、及び、今後行う予定があること。
- ⑥ 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行うこと。
 - イ 暴力的な要求行為。
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェトロの信用を毀損し、またはジェトロの業務を妨害する行為。
 - ホ 前各号に準ずる行為。
- ⑦ その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 本案内に定めのない事項が発生した場合、又は現地委託事業者が新たな事項を定めた場合、ジェトロはその対策を決定することができるものとします。
- (3) (2)の定めに基づき、ジェトロが出品の取り決めに解除した場合、出品者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。
- (4) (2)の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出品者が、(1)の表明及び保証に違反したことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について出品者に対し賠償請求が可能なこととします。

11. 係争

この要綱に関する係争は日本法に準拠して解釈されるものとし、奈良地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

12. 免責

- (1) ジェトロは本事業に起因又は関連して生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、ジェトロの故意に基づく行為による場合は、この限りではありません。また本事業で使用する展示会場は現地委託事業者によってサービスの供給が行われるものであり、当該利用に起因して発生する事項についても、ジェトロは一切その責任を

負いません。

- (2) 8.「事業の中止等」及び 9.「定めのない事項の発生」の場合、これによって生ずる出品者の損害及び不利益等について、ジェトロは一切その責任を負いません。また、現地展示会場への出品にあたり規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースが発生した場合も、ジェトロはその責任を負いません。
- (3) 本案内に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとします。
- (4) 本事業は、現地展示会場にて、一定期間参加するものですが、全体事業スキームは変更になる場合があります。
- (5) 現地展示会場における掲載方法および掲載時期はジェトロおよび現地委託事業者にて決定いたします。ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (6) アンケートへご協力いただけない場合には、ジェトロの支援を中止する場合があります。また、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。

13. ジェトロで実施事業「ジャパンモール」及び「ジャパンストリート」の登録

ジェトロでは世界各国の EC サイトで日本商品を販売する「Japan Mall」事業及びジェトロが招待した海外バイヤー専用のオンラインカタログサイト「Japan Street」事業を実施しております。両事業に別途申し込みし、活用することで、現地バイヤーとサプライヤーとのマッチング率向上を図ります。

14. その他

ジェトロは本事業実施にあたり、必要となる出品者の企業・商品・その他情報をジェトロ及び現地委託事業者の求めに応じて提供するほか、ジェトロが独自に実施するプロモーション実施を目的において、必要となる出品者の企業・商品・その他情報をジェトロが指定する第三者へ提供します。